関係所属長　殿

地域発第７７号
令和８年４月１日
３年保存（他）
本　　部　　長

移動交番車の運用について（通達乙）

これまで､中山間地域を対象として移動交番車を運用してきたところであるが、地域警察活動を効果的に行うためには、より広範な地域で柔軟に運用できるようにする必要があることから、交番・駐在所の統廃合を行った地域において必要がある場合に運用するなど、警察事象への即応や県民との良好な関係保持のための効果的な運用に努められたい。

記

１　移動交番車の活動（高知県地域警察運営規程（以下「規程」という。第40条））

(1)　署長は、交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、移動交番車により当該地域をその所管区に含む交番、駐在所又は署所在地の活動を補わせることができる。

(2)　移動交番車の勤務員は、県本部の地域課員、本署に勤務する地域警察官、当該活動地域を管轄する受持警察官等から指定するものとする。

(3)　移動交番車に勤務する地域警察官は、おおむね次に掲げる活動を行うものとする。

ア　諸願届の受理等に当たること。

イ　困りごと相談に関すること。

ウ　犯罪の予防、交通事故の防止等の指導連絡に関すること。

エ　警察広報に関すること。

(4)　規程第35条及び第37条第３項の規定は、移動交番車勤務における在所及び警らについて準用する。

２　運用管理者

県本部地域課長を運用管理者とし、移動交番車の派遣やその他運用に関して総合的に責任を負うものとする。

３　運用要領

(1)　事前計画による運用

運用管理者は、訪問活動先を管轄する署長と協議の上、移動交番車の活動計画を策定し、移動交番車を派遣して運用するものとする。

(2)　派遣要請による運用

署長は、移動交番車の派遣を求めるときは、別記様式１「移動交番車派遣要請書」により運用管理者に要請するものとする。

４　指揮

派遣要請に基づき派遣された移動交番車は、派遣期間中、派遣先の署長の指揮の下、その活動を行うものとする。

事前計画に基づき派遣する場合も、派遣先の署長との連絡を密にし、必要に応じて当該署長の指揮の下、その活動を行うものとする。

５　活動上の留意事項

移動交番車の運用に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意し、積極的に職務の遂行に努めなければならない。

(1)　諸願届を受理した場合、必要書類（物品を含む。以下「必要書類等」という。）を作成の上、別記様式２「移動交番車書類等引継書」を作成し、必要書類等を当該管轄署に確実に引き継ぐこと。

(2)　地域情勢及び対象に応じた広報内容を選定するとともに、移動交番車の機動力を活かし、より多くの住民と触れ合えるようにすること。

(3)　活動する地域の犯罪、交通事故等の発生状況を常に把握し、当該地域における通学路の見守り活動、犯罪発生地域の警戒活動を行うなど地域住民の安心感の醸成に努めること。

(4)　生活安全、交通、警備等関係部門と情報を共有し、防犯・交通安全・防災等教室を協働して実施できるよう連携を図ること。

６　その他

移動交番車両のみの貸出しを求める場合も別記様式１を用いること。

【本件担当：地域課企画係（3562～3564)】